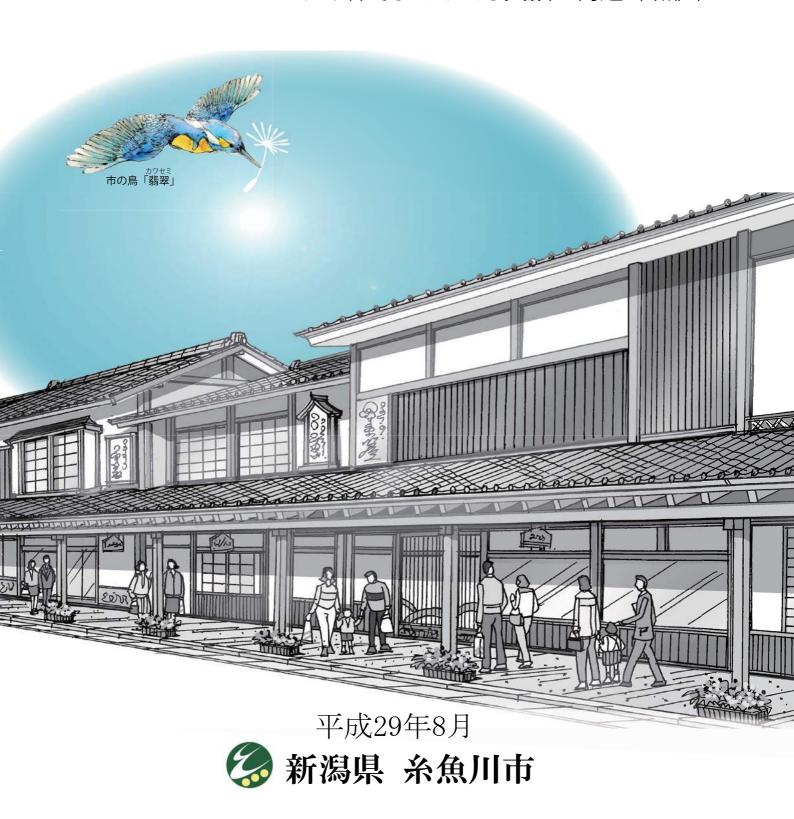
糸魚川市駅北復興まちづくり計画

~ カタイ絆でよみがえる笑顔の街道 糸魚川 ~





国石ヒスイのように輝くまちへ

平成28年12月22日に発生した糸魚川市駅北大火で被災された皆さまには心からお見舞い申し上げます。

また、消火活動に駆け付けていただいた近隣自治体消防をはじめとする関係機関・団体の皆さま、風雪吹き付けるなかでも思い出の品探しなど懸命の支援をいただいた多くのボランティアの皆さま、全国から義援金やお見舞をお寄せいただいた皆さまのご厚情に心よりお礼申し上げます。

さて、火災発生から8か月の歩みを振り返りますと、被災地では建物のガレキ撤去や用地測量、建物基礎部分の撤去を順次進め、住宅や事業所の再建に向けた動きが今まさに始まろうとしております。

また、これらの作業と平行し、当市の中心市街地である被災地の復興の方向性を示す「糸魚川市駅北復興まちづくり計画」の策定にも取り組んでまいりました。策定にあたっては、被災された皆さまに寄り添うことを第一として、個別の意向調査や街区単位でのブロック別意見交換会、被災者説明会などを通じ、被災された皆さまのお話しを丁寧にお聞きして計画に反映させてまいりました。

これらの対話を通じてつむぎ出された復興まちづくりの目標には、当市が誇る国石ヒスイのようにカタイ絆で大火から復興し、古くは加賀街道の宿場町として栄えた地域の魅力を磨き輝かせ、被災された皆さまの笑顔と地域の活力を取り戻そうという願いが込められております。

今後、計画の実現に向けては、多くの課題や困難が待ち受けているかもしれませんが、被災された皆さまをはじめとする市民・事業者・関係団体が、目標に向かって心を一つにすれば必ずや乗り越えられるものと信じております。

「一人の百歩より、百人の一歩」。どんな小さなことでも自らできることから 復興まちづくりへの一歩を踏み出してまいりましょう。

平成29年8月



糸魚川市長 米田 箱

目 次

はじめに

第1章	計画の基本的事項	1
1 – 1	策定趣旨	1
1-2	総合計画との関連	1
1-3	対象地域	1
1 – 4	計画期間	2
1-5	計画の検討体制	2
第2章	糸魚川市駅北大火の概要	3
2-1	被災地域の特性	3
2-2	災害の概要	3
2-3	過去の大火	3
2-4	大火の主な要因	4
第3章	復興まちづくりに向けて	5
3 – 1	現状と課題	5
3-2	復興まちづくりの目標	5
3-3	3つの方針と将来イメージ	7
3-4	復興まちづくりの進め方	12
第4章	重点プロジェクト	· 13
4 – 1	大火に負けない消防力の強化プロジェクト	14
4-2	大火を防ぐまちづくりプロジェクト	16
4-3	糸魚川らしいまちなみ再生プロジェクト	18
4-4	にぎわいのあるまちづくりプロジェクト	20
4-5	暮らしを支えるまちづくりプロジェクト	21
4-6	大火の記憶を次世代につなぐプロジェクト	22
第5章	取り組むべき施策	24
5 - 1	「災害に強いまち」に向けた施策	24
5-2	「にぎわいのあるまち」に向けた施策	28
5-3	「住み続けられるまち」に向けた施策	32
第6章	計画の推進に向けて	· 34
6 – 1	計画推進の基本的考え方	34
6-2		34
6-3		35
6-4	進捗管理	36

はじめに

糸魚川市は、新潟県最西端の長野県、富山県境にあり、市域には、中部山岳国立公園と妙高戸隠連山国立公園、親不知・子不知県立自然公園、久比岐・白馬山麓県立自然公園を有し、海岸、山岳、渓谷、温泉など変化に富んだ個性豊かな自然に恵まれています。

平成17年3月に糸魚川市、能生町、青海町の1市2町が合併して誕生した糸魚川市は、平成29年8月現在、人口43,864人、17,486世帯が暮らしています。 平成28年12月には、第2次糸魚川市総合計画を策定し、目指すべき都市像"翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち"の実現に向けたまちづくりを進めています。

市域は、森林資源や国石ヒスイ・石灰石等の鉱物資源や水資源など地域資源が豊富で、 フォッサマグナについては日本列島生誕の謎を秘めた世界的な学術資源となっており、 平成20年12月に日本初の世界ジオパーク「糸魚川ジオパーク」に認定されました。

主要道路として、国道8号、148号及び北陸自動車道(親不知IC、糸魚川IC、能生IC)等があり、鉄道は平成27年3月に開業した北陸新幹線糸魚川駅に加え、在来線(大糸線、えちごトキめき鉄道)の乗換駅であり、糸魚川駅は広域交通の結節点となっています。

今回の大火により被災した地域は、糸魚川駅の北側に位置する中心市街地であり、加賀街道の宿場町として古くから栄え、雁木のあるまちなみなど、数多くの歴史的資源が残る"糸魚川の顔"とも言える地域です。



国石ヒスイ



小滝川ヒスイ峡ジオサイト



親不知ジオサイト



糸魚川市の位置及び交通アクセス

第1章 計画の基本的事項

1-1 策定趣旨

平成28年12月22日に発生した糸魚川市駅北大火は、南からの強風にあおられて中心市街地の約4~クタールに延焼し、焼損棟数は147棟にのぼり、住宅や店舗などの生活基盤はもとより、長い暮らしの営みが築き上げてきた歴史的、文化的財産も失われるなど、大規模な被害をもたらしました。

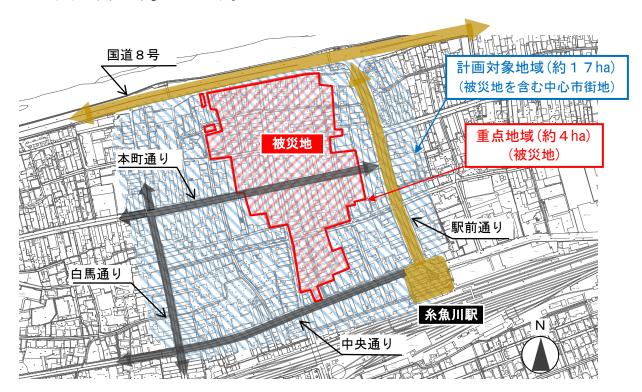
「糸魚川市駅北復興まちづくり計画」は、この大災害を乗り越え、総力を挙げて早期の復興を目指し、市民、地域、事業者、行政等の関係者が、復興まちづくりに対する考え方を共有するための基本方針を示すとともに、その実現に向けた具体的な施策を取りまとめ、復興まちづくりを迅速かつ着実に推進していくことを目的として策定するものです。

1-2 総合計画との関連

復興まちづくり計画は、平成28年9月に策定した第2次糸魚川市総合計画を上位計画とし、今回の大火によって発生した課題等を踏まえ、被災地の復興まちづくりを推進する役割を担います。

1-3 対象地域

被災地(約4~クタール)を優先的に復興まちづくりに取り組む「重点地域」 とし、被災地周辺を含めた糸魚川駅北地域の中心市街地(約17~クタール)を 「計画対象地域」とします。



1-4 計画期間

早期の生活・事業再建が求められていることから、計画期間を平成29年度から平成33年度までの5か年とし、3つの段階に分けて着実に取組を進めていきます。

① 復興計画期(~平成30年3月)

復興事業の実施に向け、復興まちづくり計画に基づき具体的な事業手法を検 討し、関係者と合意形成を進める期間

② 復興整備期(平成29年9月~平成33年3月)

重点地域を中心に都市基盤の整備や建築物の再建等のハード事業やにぎわいを創出するソフト事業を推進し、本格的な復興を進める期間

③ 復興展開期(平成32年4月~平成34年3月)

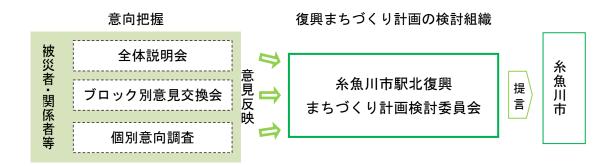
重点地域から計画対象地域全体へ各事業を展開し、安定的に発展していく期間

2 9 年度	30年度	3 1 年度	3 2 年度	3 3 年度
復興計画期	復興塾	整備期		復興 展開期

1-5 計画の検討体制

復興まちづくり計画の策定にあたっては、被災者説明会や個別意向調査、ブロック別意見交換会等を開催するなど、様々な場を通じて被災者や市民の声を把握してきました。また、これらの声は糸魚川市駅北復興まちづくり計画検討委員会における検討に反映させるとともに、パブリックコメントを経て計画として取りまとめました。

復興まちづくり計画は、早期の復興が必要とされることから、短期間で策定に 取り組んできましたが、今後の被災者や事業者等の再建の進捗に合わせた対応や 意向の変化への対応も必要になることから、被災者や関係者の声を引き続き把握 するなかで柔軟に見直していきます。



第2章 糸魚川市駅北大火の概要

2-1 被災地域の特性

今回の大火により被災したエリア約4へクタールは、糸魚川市の中心市街地である糸魚川駅北側に位置し、都市計画では、商業地域(容積率400%、建ペい率80%)及び準防火地域に指定されている区域に含まれています。

本地域の都市構造上の特性として、幅員が4メートルに満たない狭い道路が多くあったことや間口が狭くて奥行が長い町屋風の木造家屋が密集していたなど、現在の法律の基準に適合しない建築物も多く残っていました。

また、全国的には特別に強風の日が多い地域ではありませんが、フェーン現象 時の乾燥した南風や冬季の北西の季節風などこの地域特有の強い風が吹く日がし ばしばあります。

2-2 災害の概要

今回の大火は、平成28年12月22日10時20分頃に発生し、翌23日 16時30分の鎮火に至るまでの約30時間にわたる大規模な火災となりました。 乾燥した南からの強風にあおられ、延焼や飛び火などにより火元から約300 メートル離れた日本海沿岸まで燃え広がり、火災としては初めて被災者生活再建 支援法(風害による)に適用されました。

【火災等の状況】(平成29年4月1日現在)

日 時	平成28年12月22日10時20分頃~翌23日16時30分
出火場所	糸魚川市大町1丁目2番7号のラーメン店
焼 損 棟 数	147棟(全焼120棟、半焼5棟、部分焼22棟)
焼失面積	約4~クタール (40,000 m²)
負 傷 者	17人(一般2人、消防団員15人)
被災者状況	145世帯、260人、56事業所



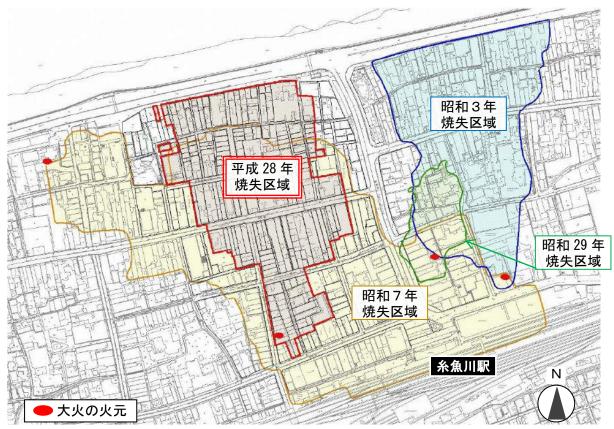
本町通りでの消火活動



焦土と化した市街地

2-3 過去の大火

本市においては、この地域特有の強い風を原因として、昭和以降に限っても昭和3年、7年、29年と度重なる大火を経験しており、なかでも昭和7年12月21日の大火では、北西の強風にあおられ368棟が全焼しました。今回の被災エリアは、昭和7年の大火による被災エリアと重なる部分が多く、このときの大火後に建てられた比較的古い家屋が残っていた地域でした。



昭和3年、昭和7年、昭和29年、平成28年大火焼失区域図(糸魚川市消防本部作成)

大火発生年	建物(全焼・半焼・部分焼)	被災世帯	被災人員
昭和 3 年	188棟	119世帯	504人
昭和 7 年	380棟	3 3 2 世帯	1,791人
昭和29年	42棟	27世帯	113人
平成28年	147棟	1 4 5 世帯	260人

2-4 大火の主な要因

今回の大火では、死者こそ出ませんでしたが、147棟の建物が焼損し、昭和 51年の酒田大火(焼失面積22.5~クタール)以来の大規模な市街地火災(地震を原因とするものを除く)となりました。

このような大火となった主な要因として、出火当日の気象状況があり、朝から 一日を通して南寄りの強風(糸魚川市消防本部観測による最大瞬間風速27.2m/秒)が続き、火元から北側方向に飛び火を伴い広範囲に延焼が拡大しました。

また、被災地とその周辺地域における道路や建物などの都市構造上の特性に加え、公園や広場等のオープンスペースがほとんどなかったことが、延焼を広げ被害を拡大させたと考えられます。

さらに、今回の大火の被災地は過去の大火と一致する部分も多くありますが、 被災経験の風化も一つの要因であり、大火の教訓を語り継いでいくことが重要と なっています。

このように、当地域ではハードとソフトの両面から、総合的に火災に強いまちづくりに取り組むことが必要と考えられます。

第3章 復興まちづくりに向けて

3-1 現状と課題

今回の大火により被災した地域は、加賀街道(現:本町通り)の宿場町として古くから栄え、雁木のあるまちなみや酒蔵、割烹等の歴史的資源が多く残っており、長い歴史のなかで様々な人々が住み、豊かな文化を築き上げ、多様な機能が集積していました。一方、被災前においては、65歳以上の高齢者の割合が約50%に達するなど、高齢化率と人口減少率は市全体の平均値を上回っていたほか、高齢による廃業や郊外店舗の進出などにより、空き店舗の増加をはじめとした商店街全体の活力の低下が課題となっていました。

3-2 復興まちづくりの目標

これらの現状と課題をふまえた復興まちづくりを進めていくため、被災者や市民との対話を重ね、将来のまちの姿について次のキーワードを紡ぎ出しました。

【キーワード】

- 災害を伝える、災害から学ぶ、災害に強い
- ・買い物と食事、人々の交流、散策、海と景観、歴史、街並み、観光客でにぎわう
- ・市民でにぎわう、笑顔あふれる、集う、家族、コミュニティ、多世代、安心
- ・やる気、元気、絆、輝く、蘇る

【復興まちづくりの目指す姿】

これらのキーワードをふまえつつ、年齢や性別の違い、障害の有無にかかわらず誰もが利用しやすいというユニバーサルデザインの考え方のもと、住む人が暮らしやすく、訪れる人も過ごしやすい復興まちづくりの目指す姿を次のように位置づけます。

安全で安心なまち

火災や災害に強い都市基盤のもとで、過去からの教訓を学び、伝えることができる住民同士の強いつながりが形成され、笑顔で暮らせる安全で安心なまちを目指します。

安らぎと緑のあるまち

中心市街地としてのにぎわいや防災面での効果に加え、子育て世代や高齢者などの多世代が安らげる場として、緑のある快適なまちを目指します。



歴史の風情が香るまち

個々の建物の個性を生かしつつ、雁木や景観に配慮した調和のとれたまちなみを再生し、街道沿いの風情や生活の営みに根ざした歴史と文化の香りが漂うまちを目指します。



歩きやすいまち

歩行者にやさしい生活道路と主要幹線道路 との機能分担を図りながら、人々が笑顔で行 き交う、歩きやすいまちを目指します。



住んでよし 訪れてよしのまち

安心して心豊かに暮らせるコミュニティと ともに、魅力的で個性あふれる商店街のにぎ わいがあるような「住んでよし、訪れてよし」 のまちを目指します。



【復興まちづくりの目標(キャッチフレーズ)】

これらの姿を共有し、それぞれの立場で行うべきことを明確にしつつ主体的に行動するための復興まちづくりの目標を次のとおり掲げます。

カタイ絆で よみがえる 笑顔の街道 糸魚川

糸魚川市で産出される国石ヒスイのようにカタイ絆で力を合わせて大火から復興し、被災者の笑顔とまちのにぎわいをよみがえらせるとともに、歴史ある街道沿いの街なみに人々が集い笑顔で行き交う、歩きたくなるまちの姿をあらわしています。

3-3 3つの方針と将来イメージ

復興まちづくりの目標「カタイ絆で よみがえる 笑顔の街道 糸魚川」を達成する ため、3つの方針を以下のとおり掲げ、復興まちづくりを推進します。

<u>方針①. 災害に強いまち</u>

方針②: にぎわいのあるまち

方針③:住み続けられるまち

災害に強いまち

カタイ絆で よみがえる <u>笑顔の街道</u> 糸魚川

にぎわいのあるまち

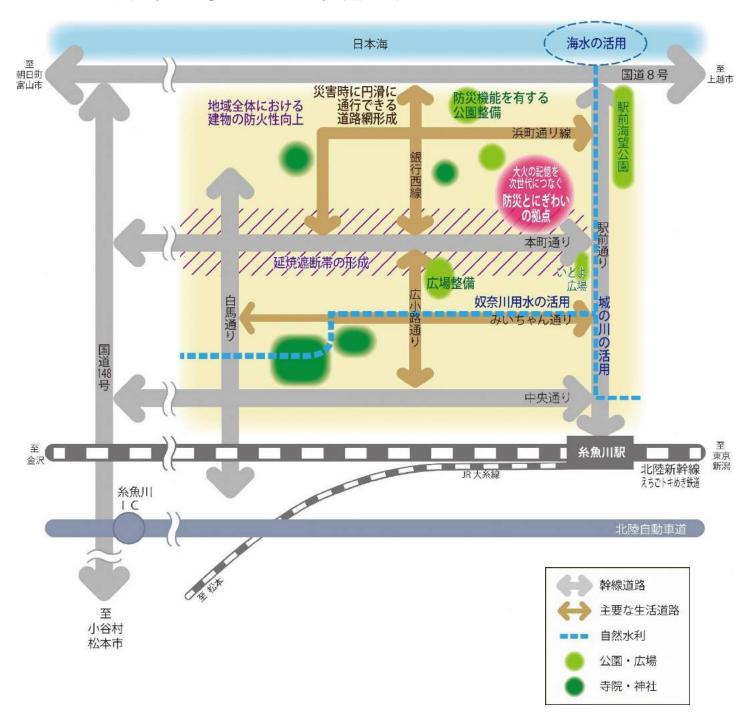
住み続けられるまち

方針①災害に強いまち

「大火を二度と繰り返さない」災害に強い安全な市街地再生に向け、道路の拡幅や防災公園の整備、建築物の不燃化などを進めるとともに、消防水利をはじめとする消防基盤の拡充・整備を図ります。

また、常備消防や消防団体制の強化、自主防災組織の充実、広域道路ネットワークを利用した応援体制の強化などをあわせて行うことで、総合的に地域の防災力を高めていきます。

■「災害に強いまち」づくりに向けた導入機能と配置イメージ



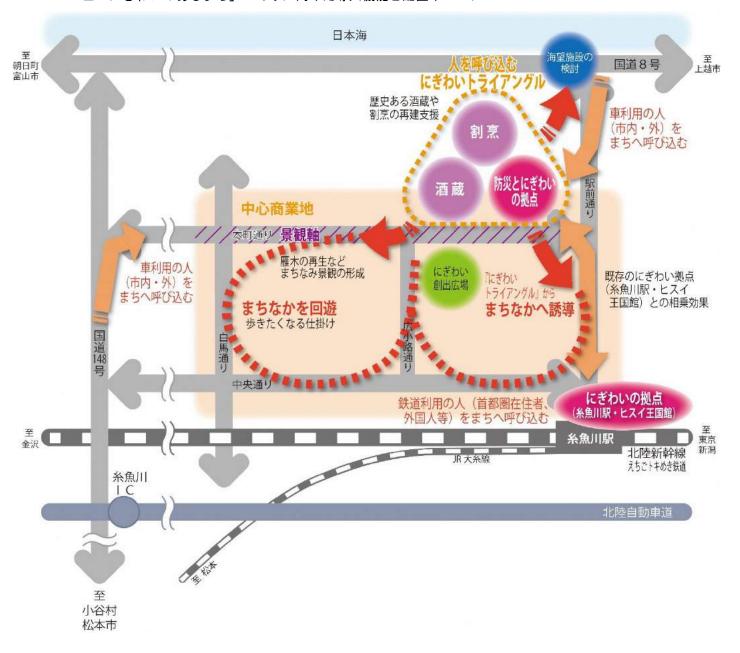
方針② にぎわいのあるまち

人々が集い憩う中心市街地としてのにぎわいと活力を創出するために、人口減少や持続可能な運営に配慮しながら、防災とにぎわい拠点施設やにぎわい創出広場の整備、海望施設や街なか駐車場の適正な規模や位置について検討を進めます。

また、事業再建や起業・創業、雁木の再生など糸魚川らしいまちなみ景観の形成、イベントの継続的な実施や個店の魅力アップなどの取組を支援します。

これらの取組により、北陸新幹線、北陸自動車道、国道や今後整備が期待される松本糸魚川連絡道路など広域から人を誘客できる交通結節点としての利便性を生かし、商店街全体を歩いて楽しめるような民間主体によるにぎわいの創出を図ります。

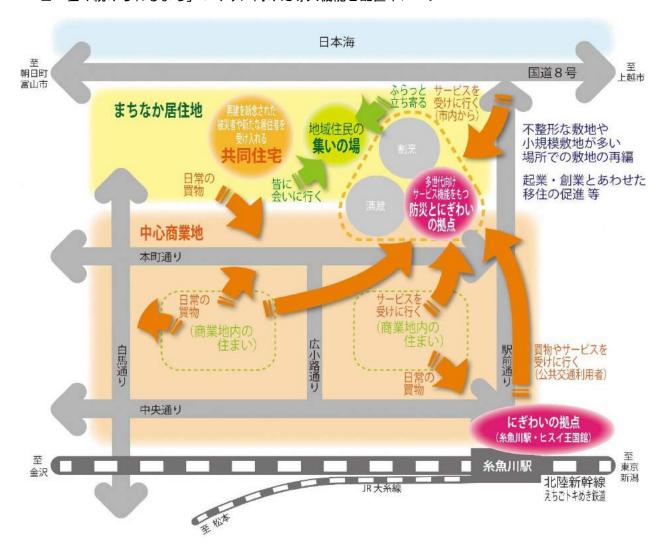
■「にぎわいのあるまち」づくりに向けた導入機能と配置イメージ



方針③ 住み続けられるまち

被災前の人口規模を回復し、将来にわたり地域の活力を維持するため、多様な住宅の供給や公園等の居住環境の整備を進めるとともに、子育てや高齢者サービスの充実や住民による地域活動の支援、起業・創業とあわせた移住の促進等により、多世代が安心して住み続けられる便利で暮らしやすいまちを目指します。

■「住み続けられるまち」づくりに向けた導入機能と配置イメージ



▮まちの将来イメージ













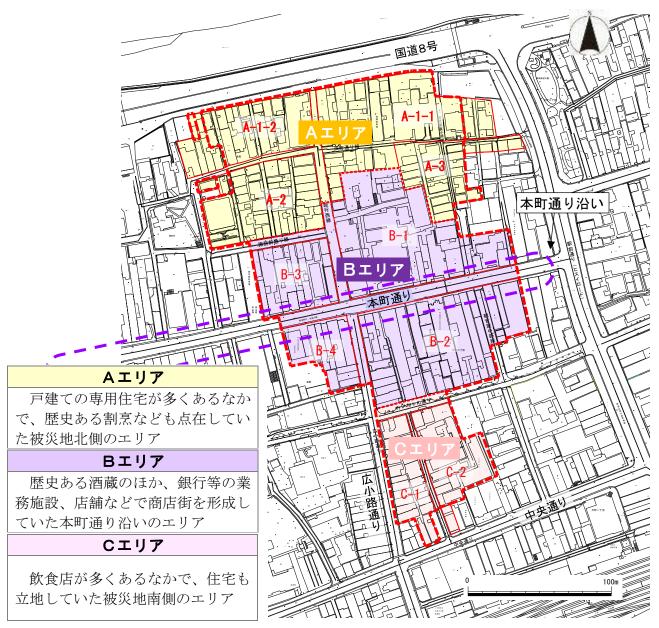
3-4 復興まちづくりの進め方

復興まちづくりを進めるにあたり、早期の再建意向への配慮や被災状況が限定 的であった既存インフラの活用に加え、旧街道を中心とした糸魚川らしいまちの 歴史を生かすことが重要と考えます。

このため、長期間を要する大規模な区画整理事業などの抜本的な基盤整備は行わず、早期の生活・事業再建を可能とし、これまでの歴史に培われた糸魚川らしい市街地形態を継承する「修復型のまちづくり」を進めていきます。

また、被災地を被災前の土地利用状況をふまえた3つのエリアに分け、従前の 用途に沿った土地利用を促進します。

道路拡幅などの事業の実施にあたっては、被災地を11ブロック(概ね街区単位規模の10ブロックと景観形成と建築物の不燃化を促進する本町通り沿い)に分け、きめ細やかな合意形成を図りながら進めていきます。



▲エリア及びブロック区分図

第4章 重点プロジェクト

本章では、「第5章 取り組むべき施策」に掲げる取組のうち、今後の復興まちづくりをけん引するうえで重要な施策や波及効果が高く優先的に取り組むべき施策を6つの重点プロジェクトとして取りまとめています。

重点プロジェクトを設定することで、取組の方向性を明確にするとともに、早期の復興に向け、体制を強化して施策を推進していきます。

<6つの重点プロジェクト>

	プロジェクト名	災害に強い	にぎわい のある	住み続け られる
1	大火に負けない消防力の強化プロジェクト	*		
2	大火を防ぐまちづくりプロジェクト	*		*
3	糸魚川らしいまちなみ再生プロジェクト	*	*	
4	にぎわいのあるまちづくりプロジェクト		*	
5	暮らしを支えるまちづくりプロジェクト			*
6	大火の記憶を次世代につなぐプロジェクト	*	*	*

【各プロジェクトの位置づけ】

災害に強いまち

①大火に負けない 消防力の強化

③糸魚川らしい まちなみ再生

②大火を防ぐ まちづくり

⑥大火の記憶を 次世代につなぐ

④にぎわいの あるまちづくり ⑤暮らしを支える まちづくり

にぎわいのあるまち

住み続けられるまち

4-1 大火に負けない消防力の強化プロジェクト

目 的

防火教育や器具等の設置を推進して火災を未然に防ぐとともに、自 主防災組織など地域住民も含めた消火訓練等による地域防災力の向 上により、初期消火体制の強化を図る。また、被災地をはじめとする 密集市街地での延焼拡大にも対応できる消防水利等の基盤整備を行 い、総合的な消防力の強化を図ります。

主な施策

- ① 住宅用火災警報器(連動型含む)の設置推進(1-11)
- ② 初期消火体制の強化(1-15)
- ③ 常備消防及び消防団の初動体制の強化(1-18)
- ④ 関係機関、団体との応援協定の締結(1-19)
- ⑤ 強風時における飛び火対応の強化(1-20)
- ⑥ 大型防火水槽の設置 (1-9)
- ⑦ 海水や用水など自然水利の活用(1-10)







消防団員の合同訓練

実 施 主 体

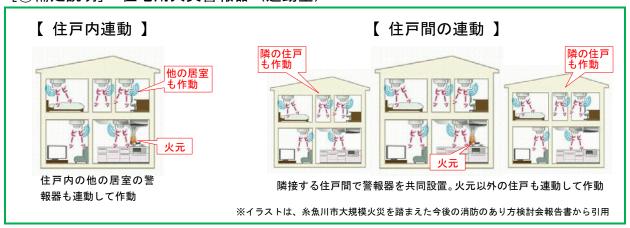
※施策名の末尾

住民、自治会、事業者、市(消防団)、自主防災組織

■計画スケジュール

年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	
施策名	計画期		整備期		展開期	
①住宅用火災警報器(連	モデル地区設定	連動型火災警報	器の設置推進			
動型含む)の設置推進		住宅用火	災警報器の設置	推進		
②知知され 仕組のおん	初期:	消火資機材の整	備			
②初期消火体制の強化		自主防災	組織などへの操	作訓練		
③常備消防及び消防団	消防団組織の	、当时に	団の組織再編			
の初動体制の強化	再編検討		ゴリノ が正称し い が無			
④関係機関、団体との	協定	締結				
応援協定の締結	協定締結団体との訓練の実施					
⑤強風時における飛び	1	固別訓練	総合訓練	· 個別訓練 〉	総合訓練	
火対応の強化				要領見直し		
⑥ナ刑は小水塘の記署	整備計画策定		数准 江田			
⑥大型防火水槽の設置	•整備 /		整備∙活用			
⑦海水や用水など自然	整備計画策定		整備·活用			
水利の活用	•整備 /		金佣"冶用			
		※ 計画スケジ=	ュールは、現段階で	で想定する手順を表	示したものです。	

[①補足説明] 住宅用火災警報器(連動型)



[⑤補足説明] 強風時における飛び火対応の強化

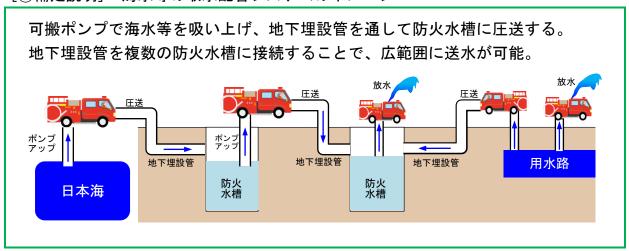
- ○「強風時火災防ぎょ要領」に基づく訓練の実施
 - ・飛び火警戒のための消防職員、消防団員の配置
 - ・延焼を食い止める阻止線の設定
 - ・有効な放水圧力や角度、射程距離 などを規定



・ 高所に監視カメラを設置し飛び火を警戒



[⑦補足説明] 海水等の取水配管システムのイメージ



延焼阻止線

予備注水

大火を防ぐまちづくりプロジェクト 4 - 2

目 的

大火の拡大を防ぐため、本町通りを延焼遮断帯として機能させると ともに、地区全体の建築物の不燃化を促進します。また、市道の拡幅 や防災上有効な公園等の整備などにより、延焼の拡大を防止し、市民 と共に他の災害にも強いまちをつくります。

主な施策

- ① 本町通りにおける延焼遮断帯の形成(1-6)
- ② 木造の建築物が密集する地域における建築物の不燃化に対する 支援(1-7)
- ③ 防災機能を高める市道の拡幅(1-1)
- ④ 消火設備を備えた防災公園の整備(1-2)
- ⑤ 延焼の拡大を防ぐ植栽・植樹の促進(3-8)
- ⑥ 被災地域における敷地再編による木造の建築物が密集する地域の解消(3-3)

【延焼遮断帯のイメージ】

一定範囲の中にある建物の不燃化を促進



※施策名の末尾 ()は第5章の 施策番号

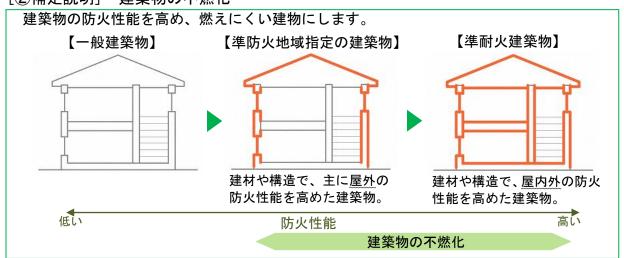
実 施 主 体 住民、事業者、市(消防団)、本町通り商店街振興組合、 にいがた緑の百年物語緑化推進委員会

■計画スケジュール

	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
年度 施策名	計画期	30 平及	整備期	32 平皮	展開期
①本町通りにおける 延焼遮断帯の形成	要綱等作成~ \都	市計画決定 ~運用開始•建			
②木造の建築物が密集する地域における建築物 の不燃化に対する支援	制度内容・検討		不燃化への支持	爰	
③防災機能を高める 市道の拡幅	用地買収 ・設計	工事			
④消火設備を備えた 防災公園の整備	用地買収 ・設計	工事			
⑤延焼の拡大を防ぐ 植栽・植樹の促進	場所等の 検討		被災地内の植植	動活動	
⑥被災地域における敷地再 編による木造の建築物が 密集する地域の解消	事業認可	実施			

※ 計画スケジュールは、現段階で想定する手順を示したものです。

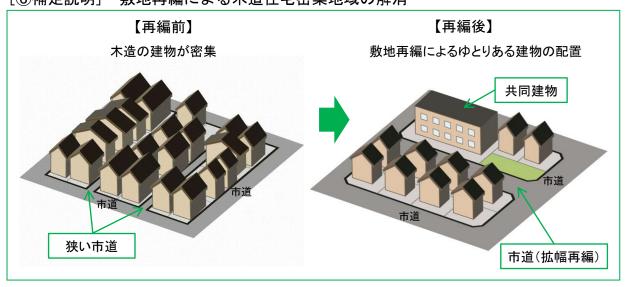
[②補足説明] 建築物の不燃化



[③補足説明] 市道の拡幅効果



[⑥補足説明] 敷地再編による木造住宅密集地域の解消



糸魚川らしいまちなみ再生プロジェクト 4 - 3

雁木や酒蔵などをはじめとする本町通りの歴史的なまちなみを再 目 的 生するとともに、個々の建物の個性を生かしつつ、全体として調和の とれた糸魚川らしい景観づくりを推進します。

主 な 施 策

- ① 雁木再生への支援 (2-25)
- ② 地場産材等を活用した復興モデル住宅の推奨、支援(3-2)
- ③ 雁木のあるまちなみと調和する住宅や店舗の建築の促進と支援(2-26)
- ④ 道路や歩道の美装化 (2-27)
- ⑤ 無電柱化の推進(1-3)



美装化された小路 (鍋茶屋通り:新潟市)



雁木のあるまちなみ (牧之通り:南魚沼市)

施策番号

※施策名の末尾 ()は第5章の

実 施 主 体 住民、事業者、市、本町通り商店街振興組合と周辺の商店街組合、 商工会議所、観光協会

■計画スケジュール

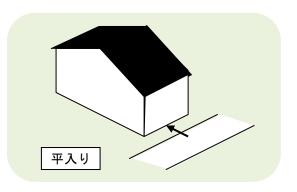
年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
施策名	計画期		整備期	\rightarrow	展開期
①雁木再生への支援	ガイドライン等 作成~条例等手続		条例、要綱の ~運用開始		
②地場産材等を活用し た復興モデル住宅の 推奨、支援	地址	場産材等の購 <i>]</i>	人費への支援		
③雁木のあるまちなみと 調和する住宅や店舗の 建築の促進と支援	ガイドライン等 作成~条例等7続	例、要綱の制気 〜運用開始	Ē		
④道路や歩道の美装化	調査	設計〉エ	.事		
⑤無電柱化の推進	調査·設計	工事			

※ 計画スケジュールは、現段階で想定する手順を示したものです。

[補足説明] 糸魚川らしいまちなみの再生

●本町通り沿いの建物の特徴

- ・黒色の瓦で間口が軒側(平入り) の建物が多い。
- ・歩行者が雪や雨にあたらないよう 軒先に雁木が連なっている。



●本町通り沿いの雁木



雁木とは・・・

新潟県や青森県などで見られる建築物。建物の庇(ひさし)を 道路側に長く出し、通行者が雨 や雪にあわない通路として作ら れている。



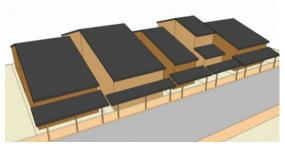


(平成5年度本町通り商店街共同施設設置事業)

●住民や事業者による一定のルール作り



建物の形状や色彩のルールと雁木がないイメージ



建物の形状や色彩のルールと雁木があるイメージ

ルールづくりの例(地区計画、まちなみ環境整備要綱など) 建物や雁木の不燃化への取組と合わせて行う。(景観と不燃化の両立)

4-4 にぎわいのあるまちづくりプロジェクト

B

的

中心市街地のにぎわいを高めるため、事業者の早期再建を支援する とともに、新たな事業者の参入を促進し、来訪者、市民及び地域住民 が集う新たなまちづくりを推進します。

主な施策

- ① 防災とにぎわいの拠点施設の整備 (2-4) (大火の記憶を伝える防災メモリアル機能、公的サービス提供機能などを検討)
- ② にぎわい創出広場の整備 (2-5)
- ③ 事業再建支援策の拡充とUIターン創業の促進(2-1)
- ④ (仮称) まちづくりキャンパスによる人材育成 (2-29)
- ⑤ 日本海と海の幸を生かした誘客の強化 (2-10)
- ⑥ 海望施設の検討 (2-6)



※施策名の末尾()は第5章の施策番号

にぎわいの拠点施設 (御殿堰:山形県山形市)



にぎわい創出広場のイメージ

実施主体

事業者、商店街組合、市、商工会議所、観光協会、北アルプス日本海 広域観光連携会議、金融機関、大学

■計画スケジュール

年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
施策名	計画期	·	整備期		展開期
①防災とにぎわいの拠 点施設の整備	機能の検討 運営の検討	計画・	設計•工事		用開始
②にぎわい創出広場 の整備	機能の検討 \ 運営の検討 /	計画∙設訂	†・工事	供用	開始
③事業再建支援策の拡 充とUIターン創業	事業再建補即	加金の拡充			
の促進		創業セミナー	やビジネスコンテ	ストの開催	
④(仮称)まちづくりキャンパスによる人材育成	体制構築	· (仮称)糸魚	川まちづくりキー	ャンパスによる	人材育成
⑤日本海と海の幸を生か した誘客の強化		ッツ	アー企画・実施	į	
⑥海望施設の検討	機能の検討	、運営の検討	計画・詩	設計∙工事	供用開始
	*	計画スケジュー	-ルは、現段階で想	見定する手順を示	したものです。

4-5 暮らしを支えるまちづくりプロジェクト

幅広い世代が安心して生活できる住環境を提供するとともに、UI 目 的 ターンを促進しながら、豊かなコミュニティのもとで、いきいきと住 み続けられるまちをつくります。

主な施策

- ① 医療、福祉や子育でサービスと連携した市営住宅の整備 (3-1)
- ② 被災地域へのU I ターンの促進(3-10) (【ターン者向けツアー、家賃補助の拡充)
- ③ 誰もが気軽に集える場づくり (3-5)
- ④ 日常生活の支援を行う相談員の配置 (3-12)
- ⑤ 生活再建のための金融等の支援(3-6,7) (生活資金、住宅再建に対する支援)



()は第5章の 1階に福祉施設を併設した共同住宅 (リアン放生津:富山県射水市)



UIターン促進のためのワークショップの開催

施策番号

※施策名の末尾

実 施 主 体 | 住民、事業者、市、自治会、社会福祉協議会

■計画スケジュール



※ 計画スケジュールは、現段階で想定する手順を示したものです。

4-6 大火の記憶を次世代につなぐプロジェクト

目 的

大火の記録を後世に伝えるために、防災とにぎわい拠点施設に防災メモリアル機能を導入し、防災活動拠点や防災教育・啓発の場とするとともに、被災地を中心に大火の記憶を伝承するツール(仕掛け)づくりを推進します。

主な施策

- ① 防災とにぎわいの拠点施設の整備(再掲) (2-4) (大火の記憶を伝える防災メモリアル機能、公的サービス提供機能などを検討)
- ② こども消防団の設置 (1-25)
- ③ ホームページ等による復興情報の発信(3-9)
- ④ 復興まちづくり版マンホール蓋への取替(1-26)
- ⑤ 防火と大火の記憶を受け継ぐ植樹の促進(再掲)(3-8)



※施策名の末尾()は第5章の施策番号少年消防団(神奈川県大和市)



子ども向け防火副読本(福岡県北九州市 作成)

実 施 主 体 住民、自治会、市(消防団)、にいがた緑の百年物語緑化推進委員会

■計画スケジュール

年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
施策名	計画期		整備期		展開期
②こども消防団の設置	検討	\	ども消防団設	置、活動	
③ホームページ等によ る復興情報の発信	検討	ホームペーシ	ジによる情報の	発信	,復興記録誌 作成
④復興まちづくり版マンホール蓋への取替	デザイ	ン検討	蓋取替えエ	事	

※ 計画スケジュールは、現段階で想定する手順を示したものです。

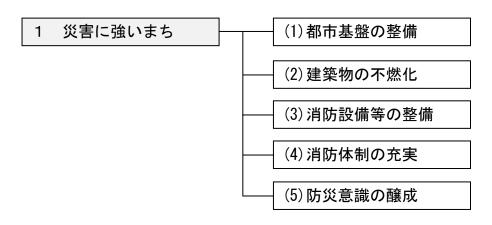
1 大火に負けない消防力の強化プロジェクト **■ 重点プロジェクト施策箇所図** □ 住宅用火災警報器(連動型含む)の設置推進 □ 初期消火体制の強化 □ 常備消防及び消防団の初動体制の強化 日本海 □ 関係機関、団体との応援協定の締結 □ 強風時における飛び火対応の強化 → 大型防火水槽の設置 ── 海水や用水など自然水利の活用 海望施設 至上越市/ 国道8号 至 朝日町 富山市 2 大火を防ぐまちづくりプロジェクト → 本町通りにおける延焼遮断帯の形成 駐車場 □ 木造の建築物が密集する地域における建築物の不燃化に対する支援 公民館 ■ 防災機能を高める市道の拡幅 ─ 消火設備を備えた防災公園の整備 □ 延焼の拡大を防ぐ植栽・植樹の促進 共同住宅 ■ 被災地域における敷地再編による木造の建築物が密集する地域の解消 • 諏訪社 相馬御風宅 3 糸魚川らしいまちなみ再生プロジェクト → 雁木再生への支援 □ 地場産材等を活用した復興モデル住宅の推奨、支援 (222) → 雁木のあるまちなみと調和する住宅や店舗の建築の促進と支援 防災とにぎわり U の拠点 □ 道路や歩道の美装化 □ 無電柱化の推進 4 にぎわいのあるまちづくりプロジェクト 本町通り商店街 █ 防災とにぎわいの拠点施設の整備 █ にぎわい創出広場の整備 にぎわい □ 事業再建支援策の拡充とUIターン創業の促進 □ (仮称)まちづくりキャンパスによる人材育成 □ 日本海と海の幸を生かした誘客の強化 みいちゃん通り - 無望施設の検討 5 暮らしを支えるまちづくりプロジェクト 徳正寺 ─ 医療、福祉や子育てサービスと連携した市営住宅の整備 真常寺 1 □ 被災地域へのUIターンの促進 経王寺 □ 誰もが気軽に集える場づくり □ 日常生活の支援を行う相談員の配置 □ 生活再建のための金融等の支援 ヒスイ王国館 駐車場 にぎわいの拠点 (糸魚川駅・ヒスイ王国館) 中央通り 直指院 凡例口 6 大火の記憶を次世代につなぐプロジェクト 市道の拡幅(計画路線) 幹線道路・生活道路 公園・広場 防災とにぎわいの拠点施設の整備(再掲) □ こども消防団の設置 敷地の再編 (検討エリア) 自然水利 寺院・神社 □ ホームページ等による復興情報の発信 金融機関 集会施設 B □ 復興まちづくり版マンホール蓋への取替 医療施設 史跡 Ω 🔳 100m □ 防火と大火の記憶を受け継ぐ植樹の促進(再掲)

第5章 取り組むべき施策

本章では、復興まちづくりの目標の実現に向けて3つの方針別に必要な施策を整理 しています。

今後、取り組むべき施策は、被災者や関係者等のニーズ、復興まちづくり事業を取りまく諸環境の変化に応じて柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

5-1「災害に強いまち」に向けた施策



(1) 都市基盤の整備

道路や公園等の都市基盤の整備により、火災の延焼を防止し、消火・避難活動を円滑にし、災害に強いまちとします。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(1-1)防災機能を高め	緊急車両の通行、延焼の防止、速やかな	市	H29-H30	2
る市道の拡幅	避難を可能にする市道の幅員を確保する。			
(1-2)消火設備を備え	災害時における一時避難や救護活動の	市	H29-H30	2
た防災公園の整備	場とし、延焼を防ぐ機能や防火水槽等の消			
	火設備を備える公園を整備する。			
(1-3)無電柱化の推進	災害時における避難経路の確保や街な	市	H29-H31	3
	み景観の向上を図るため、本町通りをはじ			
	め被災地周辺の無電柱化を推進する。			
(1-4)マンホールトイ	防災公園内にマンホールトイレを設置	市	Н30	
レの設置	し、災害時に仮設トイレとして利用する。			
(1-5)ガス、水道、下	道路の改良・新設計画に基づき、ガス・	市	Н29	
水道管整備	水道・下水道管を整備する。			

注:重点Pの数字は、第4章における重点プロジェクトの番号です。

(2) 建築物の不燃化

燃えにくい建築物への建替えや改修の推進及び、本町通りの延焼遮断帯の形成により、大規模な延焼を防止します。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(1-6)本町通りにおける延焼遮断帯の形成	本町通り沿いの建築物の防火性能を高めて延焼遮断帯とし、まち全体の防火機能を高める。	本町通り 商店街会 興組住 沿線市	Н29-Н32	2
(1-7)木造の建築物が 密集する地域にお ける建築物の不燃	火災の延焼を防止するため、住民と連携 した防災まちづくりを検討するとともに、 木造の建築物が密集する地域における建	市	Н29-Н33	2
化に対する支援 (1-8)危険家屋の解体 促進による延焼防 止	築物の不燃化に対する支援を行う。 木造の建築物が密集する地域内の危険 家屋の解体を促進することで、火災の延焼 を防止する。	市	H29-H33	

注: 重点Pの数字は、第4章における重点プロジェクトの番号です。

(3) 消防設備等の整備

消火活動を円滑に実施するための消防設備や水利等の整備を推進します。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(1-9)大型防火水槽の	駅北地区及び市内で木造の建築物が密	市	H30-H32	1
設置	集する地域等に大型防火水槽(100㎡程度)			
	を整備する。			
(1-10)海水や用水な	海水取水配管システムを検討するとと	市	H29-H32	1
ど自然水利の活用	もに、奴奈川用水や都市排水路(城の川)			
	からの取水箇所を増設する。			
(1-11)住宅用火災警	火災の早期発見・消火、避難行動につな	市	H29-H33	1
報器 (連動型含む)	げるため、住宅用火災警報器の 100%設置			
の設置推進	を目指すとともに、モデル地区を設定して			
	連動型火災警報器の設置を推進する。			
(1-12)融雪揚水の消	道路融雪の揚水(消雪パイプ)を消防水	市	H29-H30	
防水利への活用	利の補給水として活用する。			
(1-13)消防水利看板	消防活動が円滑に行えるよう、水利の位	市	H29-H32	
の設置	置や活動エリア等を看板に表示する。			
(1-14)避難誘導看板	災害発生時、速やかに避難できるよう、	自主防災	H29-H31	
の設置	避難誘導看板を設置する。	組織、市		
(1-15)初期消火体制	住民等が行う初期消火体制を強化する	自主防災	H29-H32	1
の強化	ため、市内木造の建築物が密集する地域等	組織、市		
	における小口径ホースなどの資機材の整			
	備や小規模飲食店への消火器設置義務化			
	をはじめとする消火器の設置促進と操作			
	教育を合わせて実施する。			
(1-16)消火栓の機能	駅北地区及び市内で木造の建築物が密	市	H30-H32	
強化	集する地域等の消火栓の機能を強化する。			

(1-17)消防用高所監	火災時の飛び火警戒対策を強化するた	市	H30-H32	
視設備の設置	め、市内高所に監視設備を設置する。			

注:重点Pの数字は、第4章における重点プロジェクトの番号です。

(4) 消防体制の充実

大規模な火災発生時の延焼を防ぐため、常備消防及び消防団装備や体制を充実し、 初動体制を強化します。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(1-18)常備消防及び	常備消防及び消防団の火災等における	市	H29-H32	1
消防団の初動体制	初動体制を確立するため、人員及び資機材			
の強化	等を充実・強化するとともに、消防団の組			
	織再編とあわせ、方面隊の合同訓練を実施			
	するなどして初動体制を強化する。			
(1-19)関係機関、団体	県外消防本部、地元業者等と相互応援協	市	H29-H30	1
との応援協定の締	定を締結し、迅速な対応と消防防災対策を			
結	円滑に行う。また、市外団体との大火に関			
	する研究・連携の協定等を検討する。			
(1-20)強風時におけ	強風時の飛び火等の対応を迅速かつ的	市	H29-H33	1
る飛び火対応の強	確に行うため、飛び火等の警戒対応を定め			
化	た要領を基に訓練する。			
(1-21) 自主防災組織	災害による被害を予防・軽減するため、	自主防災組	H29-H33	
等の充実、強化	地域住民主体の防災活動の充実、強化を図	織、自治会		
	る。			
(1-22)消防団、自主防	住民等が行う初期消火等の初動体制を	市	H29-H33	
災組織の連携	強化するため、消火器等を利用した初期消			
	火の手順動画教材を作成し、消防団及び自			
	主防災組織が連携し実働訓練に生かす。			
(1-23)消防団員の確	次代の消防を担う新たな人材の獲得の	市	H29-H33	
保	ため、若手消防団員による地域イベント等			
	を開催し、消防団員を勧誘する。			
	また、消防団協力事業所制度の活用等に			
	よる事業所への優遇措置により、消防団員			
	が活動しやすい環境を整える。			
(1-24)建物屋上から	高所放水できる建物の所有者と、事前に	市	H29-H30	
の消火活動の取り	放水利用について取り決めておく。			
決め				

注:重点Pの数字は、第4章における重点プロジェクトの番号です。

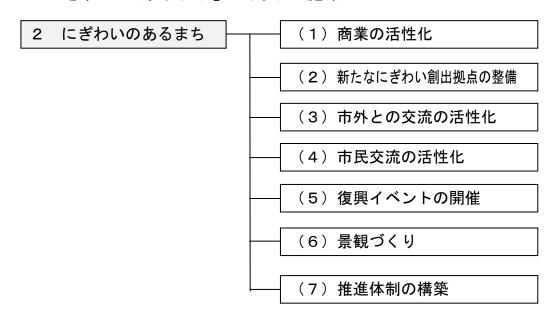
(5) 防災意識の醸成

火災を起こさないまちを目指して、防災リーダーの育成や防災教育を充実させ、市民の防災意識を醸成します。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(1-25)こども消防団	自らの命を守る主体的な行動力を育成	学校、	H30-H32	6
の設置	するため、防火防災の知識・技術を身につ	市		
	ける。			
(1-26)復興まちづく	マンホールの一部を「復興まちづくり	市	Н31-Н32	6
り版マンホール蓋	版」カラー蓋に取替し、防火意識の啓発に			
への取替	つなげる。			
(1-27)市民が主役の	防災、火災予防に資する行事や地元活動	自主防災	H29-H33	
火災予防	への積極的な参加を促すとともに、一般家	組織、自治会、市		
	庭防火診断や防火意識向上の広報等に取	111 47 11		
	り組む。			
(1-28)児童、生徒の防	自分の命は自分で守れるよう、駅北大火	学校、	H29-H33	
災教育の推進	の情報を整理して、防災教育を推進する。	市		
(1-29)防火、防災出前	出前講座の実施で地域の防火機運を高	自主防災	H29-H33	
講座の実施	め、防災活動を主導する防災リーダーを育	組織、市		
	成する。			
(1-30)事業所との初	火災発生時に事業所が協力できる体制	事業者、	H29-H33	
期消火の体制構築	を構築する。	市		
(1-31)火災延焼シス	防火意識を高めるため、火災延焼シミュ	防災情報	H29-H33	
テムの導入検討	レーションシステム等の導入を検討する。	研究所、		
		市		
(1-32) 防災学習のた	街歩きをしながら防災学習ができるよ	市	H30-H31	
めの看板の設置	うに、被災地内の街角に小型の学習看板を			
	設置する。			
(1-33)避難訓練の実	避難の手順や初動避難の重要性を確認	自主防災	H30-H33	
施	するために、避難訓練を定期的に実施する	組織、自治会、学		
		校、事業		
		所、福祉		
		施設、市		

注:重点Pの数字は、第4章における重点プロジェクトの番号です。

5-2 「にぎわいのあるまち」に向けた施策



(1) 商業の活性化

糸魚川市の中心商業地として、本町通り等における早期の事業再建を支援し、にぎ わいを再生します。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(2-1)事業再建支援策	ビジネスチャレンジ支援事業の被災事業	創業支援	H29-H33	4
の拡充とUIターン	者への支援を拡充する。また、UIターン	ネットワ ーク、市		
創業の促進	からの新規創業者を呼び込むため創業セミ	∑ / III		
	ナー等を開催する。			
(2-2)商店街等のにぎ	商店街等のにぎわい創出のため、復興市	商店街	H29	
わいの創出	や復興セールを開催する。	組織		
(2-3) 仮設店舗設置等	空き店舗等を活用した仮設店舗の設置等	商工会	H29-H30	
の支援	に係る経費を支援する。	議所		

注: 重点Pの数字は、第4章における重点プロジェクトの番号です。

(2) 新たなにぎわい創出拠点の整備

既存の事業者の再建に加え、本町通り沿線にさらなるにぎわいを創出する新たな拠点を整備します。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(2-4) 防災とにぎわい の拠点施設の整備	復興のシンボルとして、大火の記憶を伝える防災メモリアル機能、子育ての相談窓口など暮らしを支える公共的なサービス機能を導入し、市内外の交流拠点の整備を検討する。	商所、会組団 工観店各市 会、合、、 会、合、、 会、 会、 会、 。 、 会、 。 、 。 、 。 、 。 、 。 。 。 。	Н29-Н32	4 6
(2-5)にぎわい創出広 場の整備	にぎわいの創出を目指して、起業を希望 する者などが気軽に開店できる環境と、人 が集まる広場の整備を検討する。	商工会議協工会議協店各社会。	Н29-Н31	4

(2-6)海望施設の検討	日本海に一番近い新幹線糸魚川駅の立地 条件を生かした交流人口の拡大を目指し て、日本海を展望できる施設の整備を検討 する。	商工会議 所、観光協 会、市	Н29-Н33	4
(2-7)街なか駐車場の 検討	市外からの誘客の強化を図るため、街な か駐車場設置に向けた適正規模・適正配置 を検討する。	市	Н29-Н31	
(2-8)歴史ある酒蔵、割 烹の再建支援	歴史ある酒蔵、割烹の再建にあたり、回 遊性を高めるための施設整備や景観形成な どの公共性の高い取組を支援する。	事業者、市	Н29-Н33	
(2-9)鉄道資産を活用した誘客の強化	糸魚川ジオステーション"ジオパル"に おける鉄道資産を活用した誘客を強化し、 街なかへの回遊者の増加を図る。	市	Н29-Н32	

注:重点Pの数字は、第4章における重点プロジェクトの番号です。

(3) 市外との交流の活性化

観光を始め、交流人口の流入を目指したイベント等を継続的に開催し、交流の活性 化によるにぎわいを再生します。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(2-10)日本海と海の幸 を生かした誘客の強	北アルプス日本海広域観光連携会議によ る活動や大糸線の利用促進を通じて長野県	北アルプ ス日本海 広域観光	H29-H33	4
化	方面からの誘客強化を図る。 また、さらなる誘客拡大のため松本糸魚	連携会議、市		
(川連絡道路の整備促進活動を行う。	6 5 11 1.		
(2-11)防災と連携した 視察ツアーの実施	防災等の視察と主要観光施設を盛り込ん だツアーを実施するとともに、案内看板等	※魚川市 観光協会	H29-H33	
	の整備を行う。	市		
(2-12)街歩きガイドに よる街の魅力発信	街歩きガイドにより、来訪者の満足度向上と商店との連携による土産物購入促進につなげる。	糸魚川ジ オパーク 協議会	Н29-Н33	
(2-13)携帯アプリを活 用した街なか回遊の 促進	携帯アプリ「ぐるり糸魚川」を活用し、 店舗情報やモデルコースの提示で回遊性を 高める。	糸魚川ジ オパーク 協議会	H29-H33	
(2-14)地酒めぐりバス の運行	糸魚川の地酒(五蔵)を結びつける二次 交通の運行を行い、地酒めぐりを楽しんで もらう。	市	H30-H33	
(2-15)復興キャラバン 隊による情報発信	イベント等を活用し、復興の状況を市外 に発信するとともに糸魚川市の観光PRを セットで行う。	糸魚川市 観光協会	Н29-Н33	

注:重点Pの数字は、第4章における重点プロジェクトの番号です。

(4) 市民交流の活性化

中心市街地として、市民や住民を対象としたイベント等を継続的に開催し、交流の活性化によるにぎわいを再生します。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(2-16) (仮称) キッズ	遊びや職業体験などを通じて、糸魚川へ	市	Н29	
フェスタの開催	の愛着心や防災意識、豊かな心を育む場を			
	提供する。			
(2-17)子どもお楽しみ	被災地域及び近隣の子どもを元気づける	各種団	H29	
会の開催	ための遊びの場を提供する。	体、市		
(2-18)あい・プロジェ	藍を育て染める体験を通じて子どもたち	市	H29-H31	
クトの実施	の交流を促進する。			
(2-19)花いっぱい活動	花と緑を育むことにより、景観美化及び	各種団	H29-H33	
の推進	住民間の交流促進を図る。	体、市		
(2-20) 糸魚川市美術展	市展で、大火で焼失したまちなみを思い	市	H29-H31	
覧会の開催	おこす作品(絵画、写真)を募集・展示す			
	る。			

(5) 復興イベントの開催

大火を後世に伝える復興イベント等を企画・開催し、内外に復興まちづくりを周知 します。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(2-21)復興おまんた祭 りの開催	おまんた祭りで復興をキーワードにした 企画を実施し、市内全体で復興の機運を高	おまんた 祭り実行 委員会	H29-H32	
(2-22)ささゆり市民茶	<u>める。</u> 被災地域周辺を会場に市民茶会を開催	糸魚川市	H29-H33	
会	し、焼失した駅北地区を周遊し、にぎわい	文化協会		
	を創出する。			
(2-23)鑑賞推進事業	地域への愛着や未来に希望を感じてもら	実行委員 会、市	H29-H31	
	うために、お化けの館や市民ミュージカルを	五、川		
	実施する。			
(2-24)相馬御風顕彰ふ	糸魚川地区公民館で俳句(短歌)大会を	市、糸魚川	H29-H33	
るさと俳句 (短歌)	開催し、御風顕彰及び文芸振興を図りなが	市文化協		
大会の開催	ら駅北地区を吟行する。	会		

(6) 景観づくり

本町通り沿線において、雁木に代表される糸魚川らしい街なみ景観づくりを進め、 商店街全体への周遊を促します。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(2-25)雁木再生への支 援	歴史的街道として、雁木のある糸魚川ら しいまちなみ景観を形成するとともに、難 燃材や不燃材を使用した雁木の再生を図 る。	本町通り 町進り 大町海川 東田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大	Н29-Н33	3
(2-26) 雁木のあるまち なみと調和する住宅 や店舗の建築の促進 と支援	雁木のあるまちなみと調和する住宅や店舗の建築を推奨し、糸魚川らしいまちなみを再生する。	本商興周店商所会民 町店組辺街工気、、 通街合の組会観沿 沿流 に 観 沿市 を	H29-H32	3
(2-27)道路や歩道の美 装化	糸魚川らしいまちなみを楽しみながら商店街などを周遊、散策できるよう道路や歩道の美装化を行う。	市	Н29-Н31	3
(2-28)ふるさとかるた の路面表示	「糸魚川ふるさとかるた」をモチーフと した看板や路面標示(埋め込み型石盤等) を整備し、歩いて楽しめる仕掛けづくりを 行う。	市	Н29-Н31	

注:重点Pの数字は、第4章における重点プロジェクトの番号です。

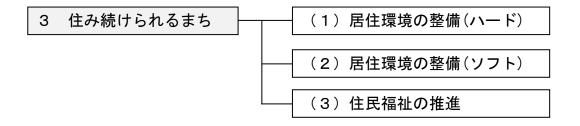
(7) 推進体制の構築

大火からの復興と地域活性化に向けた産官学金連携による推進体制を構築します。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(2-29) (仮称) まちづく りキャンパスによる 人材育成	市民、事業者、団体、大学等と連携し、 外部人材も活用して、地域活性化に向けて 推進体制を構築するとともに、(仮称) 糸魚 川まちづくりキャンパスを設置して、地域 の未来を担う人材を育成する。	各種對本 事機関、 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	Н29-Н33	4

注:重点Pの数字は、第4章における重点プロジェクトの番号です。

5-3「住み続けられるまち」に向けた施策



(1) 居住環境の整備(ハード)

住宅再建のための道路整備や敷地再編に加え、生活再建を支援する市営住宅や地場産材を活用した住宅の建築を支援します。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(3-1)医療、福祉や子育	被災者の生活再建支援及び多様な住宅供	事業者、	H29-H30	5
てサービスと連携し	給により多世代が住み続けられる住環境を	市		
た市営住宅の整備	整備する。			
(3-2)地場産材等を活	地域材の利用促進や生産技術を継承した	市	H29-H32	3
用した復興モデル住	復興モデル住宅を提案・推奨するとともに、			
宅の推奨、支援	住宅等の再建を支援する。			
(3-3) 被災地域におけ	小規模または不整形な住宅敷地を再編	市	H29-H30	2
る敷地再編による木	し、木造の建築物が密集した地域を解消し、			
造の建築物が密集し	良好で住みやすい宅地環境をつくる。			
た地域の解消				
(3-4)道路側溝の改良	道路側溝を改良し、歩行者が安全に通行	市	H29-H31	
事業	できる歩道帯を確保する。			

注:重点Pの数字は、第4章における重点プロジェクトの番号です。

(2) 居住環境の整備(ソフト)

被災者の住宅再建を支援するとともに、コミュニティ再生に向けた支援等により、 被災地における人口の確保と、新たな居住者の流入を促進します。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(3-5) 誰もが気軽に集	日中は高齢者や子育て世代が気軽に集え	自治会、	H29-H31	5
える場づくり	るお茶のみサロンや、夜間は若者を中心に	市		
	集える語らいの場づくりを推進します。			
(3-6)生活再建のため	市内金融機関から生活再建の融資を受け	市	H29	5
の金融等の支援(生	た被災者にその利子(最大3年分を一括助			
活資金)	成)を助成する。			
(3-7)生活再建のため	市内金融機関から住宅再建の融資を受け	市	H29-H33	5
の金融等の支援(住	た被災者にその利子1%を限度に(最大5			
宅再建)	年分)助成する。			

(3-8)植栽・植樹の促進	植林によって地域の防火機能を高めると	各種団	H30-H33	2
	ともに、大火の記憶を受け継ぎながら、緑	体、市		6
	のある快適な住宅環境を形成する。			
(3-9) ホームページ等	ホームページ等で復興に向けた取組状況	市	H29-H33	6
による復興情報の発	を全国に情報発信するとともに、記録誌を作			
信	成して大火の記憶を後世に伝える。			
(3-10)被災地域へのU	首都圏在住者と糸魚川市をつなぐツアー	自治会、	H29-H33	5
I ターンの促進	等の実施、賃貸住宅家賃補助等を拡充して、	市		
	被災地域への幅広い世代のUIターンを促			
	進する。			
(3-11)被災地域の固定	被災住宅用地の固定資産税・都市計画税	市	H29-H30	
資産税・都市計画税	の負担を軽減する。また、再建する建物及			
の減額	び営業用資産は、設置後4年間の税負担を			
	軽減する。			

注: 重点Pの数字は、第4章における重点プロジェクトの番号です。

(3) 住民福祉の推進

住民福祉や健康維持の支援等を充実し、高齢者を含むすべての人が安心して住み続けられるまちを目指します。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(3-12)日常生活の支援	精神面での支えや安否確認、生活全般の	社会福祉	H29-H30	5
を行う相談員の配置	困りごと等の相談を受ける相談員を配置す	協議会		
	る。			
(3-13)新たな訪問診療	訪問診療、通所リハビリテーション等の	事業者、	H29-H32	
等事業所の誘致	体制の充実を図るため、新たに被災地周辺	市		
	で開業を希望する事業所を誘致する。			
(3-14)こころとからだ	心身の健康の保持増進を目指し、専門職	市	H29-H30	
の応援事業	による被災世帯の家庭訪問や健康相談等を			
	実施する。			
(3-15)健康づくりへの	生活費の負担軽減と健康維持のため、医	市	H29-H30	
支援	療費及び介護費の一部や施設利用料の一部			
	を補助する。			

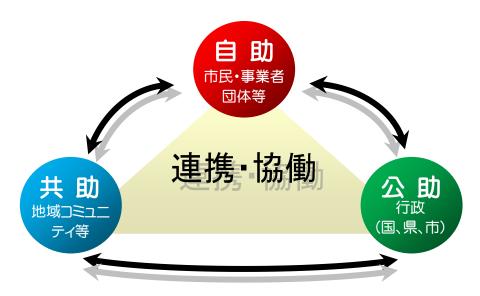
注: 重点Pの数字は、第4章における重点プロジェクトの番号です。

第6章 計画の推進に向けて

6-1 計画推進の基本的考え方

計画の推進にあたっては、「自助」「共助」「公助」の考え方を基本に取り組む必要があります。

- ○自助・・・市民、事業者、団体等は自ら主体的に取り組みます。
- ○共助・・・地域内のつながりを強めて、関係者が互いに力を合わせて取り組みます。
- ○公助・・・市は、復興まちづくりにおける市民等の取組を積極的に支援します。



6-2 多様な主体の責任と役割

復興まちづくりにあたっては、市民、事業者、関係団体等が自ら主体的に取り 組むことが重要です。

また、市民、事業者、関係団体、行政等それぞれが果たすべき責任と役割を分担した上で、互いに連携・協働しながら取り組む必要があります。

市民は、自らが住み、暮らしていくまちの主役として、自らのまちを力を合わせよみがえらせるという意識のもと、安全でにぎわいのある住みやすいまちとするために、地域のまちづくりに主体的に参画し、取り組んでいくことが必要です。

事業者は、にぎわい創出の主役として、それぞれの特性を生かしたサービスを 提供するとともに、安全・安心なまちづくりのための不燃化対策や歴史あるまち づくりのための景観形成、地域住民の集いの場の提供など復興に向けた新たな地 域ニーズに対応する取組を積極的に進めることが必要です。

市内の経済・観光関係団体は、にぎわいのあるまちづくりの主要な担い手として、中心市街地の活性化を通じて地域社会の発展に寄与することを目指し、リーダーシップを発揮して事業者や市民と共に自らが主体となって活動することが必要です。

また、市内の建築・建設関係団体は、防火性能の高い建築物や糸魚川らしいまちなみ景観等の作り手として、それぞれが有する知見を生かし、住宅・事業所の

再建や復興まちづくりに関する事業の実施にあたり必要となる技術的助言を行う ことで、計画の推進に積極的に関わっていくことが必要です。

まちづくり活動団体、NPO法人、社会福祉法人等の各種団体は、公共福祉の担い手の一翼として、若者から高齢者までが安心して生活できる居住環境を整備するために、市民と共に自らが積極的に自立して活動することが必要です。

市は、国、県との連携・協力を強化して、こうした市民、事業者、関係団体等の取組を支援します。

6-3 国や県等との連携

復興まちづくり計画において行政(国、県、市)が行うこととしている事業や施策を推進するためには、多くの財源や労力が必要となり、適切に役割を分担して、密接に連携しながら取り組む必要があります。

市は、行政が行う事業等の中心的な担い手として、被災者や地域住民、市民、関係団体等との対話を重ねながら、計画を推進します。

県には、県が実施主体となる事業の推進、広域的な連携への取組、建築物の再建にあたって必要となる許可、継続的な協力体制など、市の取組への支援を求めます。

国には、復興まちづくりを進める際に参考となる他都市の事例などの情報提供、 事業の課題が生じた場合の協議、復興事業に対する必要な予算の確保などを通じ て、市の取組への支援を求めます。

上記の取組を効果的に進めるためには、計画の策定にあたり国や県などから助言を受けるために設置した「糸魚川復興まちづくり推進協議会」など協議の場を今後とも継続的に開催するとともに、都市再生機構や住宅金融支援機構などの独立行政法人からの助言や支援を受けることで、課題解決に向けて共に取り組みます。

市は、今回の大火を受けて、全国に大火からの復興状況等を伝えることで、国 全体の防火に対する意識を高めるとともに、災害に強いまちづくりに必要な制度 等の見直しについて、国県等に対し積極的に提案していきます。

このような行政組織等の協働により、相互の連携を深め、復興まちづくり計画を着実に推進します。

6-4 進捗管理

計画を推進し、復興に向けた取組を確実にものとするために、PDCAサイクルによる進捗管理を行います。また、被災者をはじめとする市民の意識調査や関係者間の情報共有などにより、復興まちづくりに対する意識や取組の進捗状況などを実施主体において把握・検証するとともに、外部の評価組織による評価・検証を行い、その内容については、ホームページ等で公表し、被災者や市民、関係者等と情報共有します。

こうした評価・検証のサイクルを定期的に実施し、新たに見出された課題に対しては、外部の評価組織による審議を経て計画の見直しを行うなど、進捗管理と改善を継続的に実施していきます。

■PDCAサイクルによる進捗管理

Action(改善) 課題の発見と解決

- ・課題の共有
- ・解決に向けた行動計画

Plan(計画)

計画の整理

- 開始時期/完了時期
- ・プロセス・分担

• <u>≡</u>+i

取組の実施

計画に沿った実行

Do(実行)

・庁内外の主体との連携

Check (評価)

進捗状況の把握

- 外部評価組織による評価
- 評価内容の報告や公表

■進捗管理体制のイメージ

糸魚川市

アンケート等による意識調査 関係者間による情報共有

> 内部評価 (取組の進捗・効果検証)

評価・検証

(年度当初)

【外部評価組織】

被災者や市民の代表、 市内関係団体の代表、 有識者等で構成

評価・検証内容の公表